

水清ければ魚棲まず

SDGsを目指す、 瀬戸内海法の改正



よしむら かずなり
吉村 和就

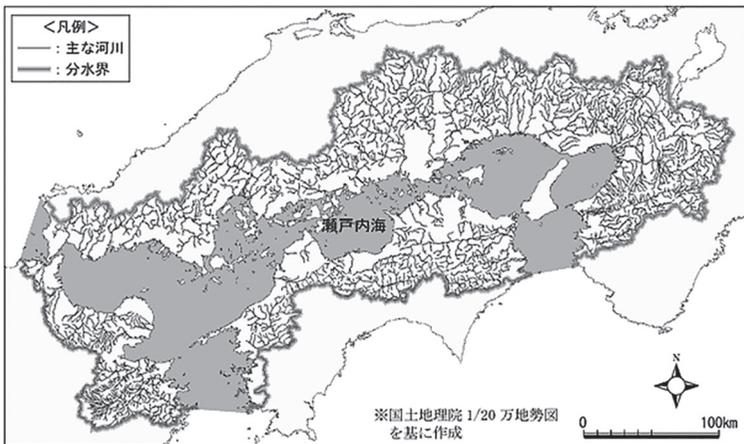
グローバルウォータージャパン代表
国連テクニカルアドバイザー
水安全保障戦略機構技術普及委員長
日本水フォーラム理事

昭和四十八年（一九七三年）、瀬戸内海の水質汚染に対処するために「瀬戸内海環境保全特別措置法」（以後、瀬戸内海法と記す）が施行された。法律制定の背景は、戦後の急激な人口増加と工業・産業の発展により生じた未処理の汚水が、分水嶺内の多くの河川を通じ、瀬戸内海に流れ込み、いわば最終沈殿池・汚水溜めとして瀬戸内海が汚染された。この時に制定された瀬戸内海法は、赤潮や海水の貧溶存酸素状態による汚染地区の急拡大を防止する目的であり、具体的には下水処理場や民間企業から排出される工場排水の水質などを厳しく規制する海洋汚染防止策が整えられた。

この法律により瀬戸内海の水質汚染、例えば過剰な栄養塩類（窒素やリン）による赤潮被害が劇的に改善された。しかし近年、半世紀に渡り、その法律を厳格に守り、下水処理場などで処理水質をキレイにし過ぎたために、逆に大きな環境問題が起こってきた。

それは、窒素やリンを大幅に除去した為に、海洋生物の生育に必要な栄養塩類が不足し、魚のエサとなる植物性プランクトンや動物性プランクトン、さらに藻場などが激減、その結果、魚種や漁獲高の減少だけではな

瀬戸内海 分水嶺と主な河川



出所：環境省 閉鎖性海洋水域

く、養殖のアサリやカキの生育不足、海苔の色落ちなどの被害が頻発する事態に突入している。真面目な日本人、海をキレイにし過ぎて、魚がいなくなった。まさに「過ぎたるは及ばざるが如し」で、「水清ければ魚棲まず」である。

そこで、国・環境省は瀬戸内海法を一部改正し「瀬戸内沿岸の府県知事が排水基準を緩和して独自に水質を管理」できるように、今国会に改正案を上程し六月三日の衆議院本会議で可決・成立した。

一．瀬戸内海法の一部改正案（概要）

（一）改正の背景

瀬戸内海の水質は、一部の海域を除き全体として一定程度改善された。他方、気候変動による水温の上昇などの環境変化と相まって、一部の水域では、これまでの取り組みで削減されてきた窒素や燐（リン）といった栄養塩類不足による藻の減少による魚介類の減少、さらに海苔の色落ちや、都市開発等による藻場や干潟面積の減少等が課題であり、近い将来、さらに深刻化する恐れがある。

また、海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の問題は、海洋環境に悪影響を与える。つまり、今回の改正は「瀬戸内海における生物の多様性の増強および水産資源の持続的な利用の確保」を目的としている。

（二）主な改正内容

瀬戸内海の生物多様性の増強・保全や水産資源の増殖など、持続可能な利用の確保を図り、地域の水産資源を活用した「里海づくり」を総合的に推進する。具体的には次の施策を行う。

（一）栄養塩類の管理制度の創設

関係する府県知事は、特定の海域への栄養塩類の供給を、水質環境基準の範囲内において策定できる。具体策として水質の目標値、栄養塩類供給の実施方法、水質の測定の方法等を策定すること。また栄養塩類が環境に及ぼす影響について定期的に調査・評価し、随時計画を見直す、ことなどで瀬戸内海・周辺環境の保全と調和を図ること。

これらの施策により海洋生物の多様性を増加させ、その恩恵として将来にわた

る多様な水産資源の確保に貢献すること。

(二) 自然海浜保全地区の拡充

浜辺の保全地区の指定拡充、再生された藻場などの保全活動の促進、創出された藻場は温室効果ガスの吸収源としての役割に期待する（ブルーカーボン）

(三) 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみの発生抑制、除去の対策をとること

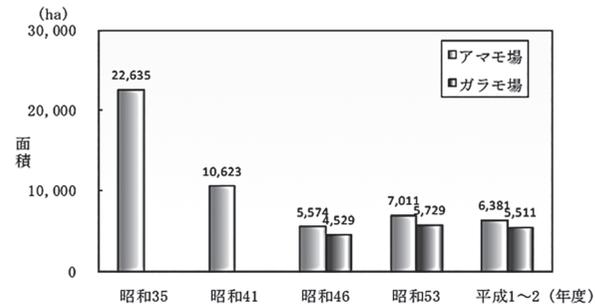
などである。

やむを得ず

この法律は、二〇二一年六月三日の衆議院本会議で可決・成立し、今後一年以内に施行される。この法改正は罰則規定の無い、いわゆる努力義務規定で、その実施者は国や瀬戸内海に接する地方自治体である。今回の法改正は海洋環境の変化を捉え、海洋生物の多様性を増殖する「豊かな海の創造」であり、国連が提唱するSDGs（持続可能な発展）の項目14「海の豊かさを守ろう」、海の資源を守り、大切に使う」さらに項目6「安全な水とトイレを世界中に」や項目11「住み続けられるまちづくりを」さらに項目13「気候変動に具体的な対策を」、項目17「パートナーシップで目標を達成しよう」という多くの項目を同時に実践する、日本の大きな歩みの一歩とも言えるだろう。

このような日本での海洋環境改善の実証試験は、現在海洋汚染対策に苦勞していると東南アジア諸国にとり大きな教科書となり、日本の環境技術のグローバル・プレゼンスの高揚にも繋がるであろう。

瀬戸内海・藻場面積の推移（響灘を除く）



注) 昭和53年度（第2回自然環境保全基礎調査）の値は、平成1~2年度（第4回自然環境保全基礎調査）の面積に消滅面積を加算した値である。

出典：昭和35年度、昭和41年度、昭和46年度：水産庁南海海区水産研究所調査
平成1~2年度（第4回）：「自然環境保全基礎調査」（環境省）